



ハイウェイ九条を考える会



No21 2013・7・1

連絡先 〒 334-0001
川口市桜町 6-13-16
森 克彦 048-283-3183
清水 こう 043-375-2728
白鳥 由一 03-5606-3715

ハイウェイ九条の会ホームページ <http://www006.upp.so-net.ne.jp/jh7600/>

「原発止めても電力輸出4倍」ドイツで—新聞記事の紹介—

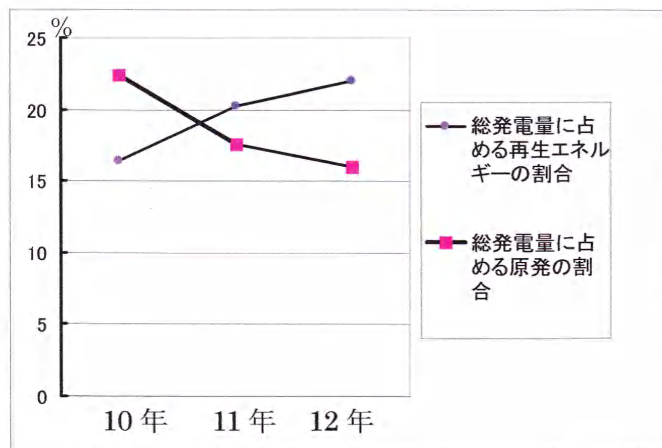
千葉県千葉市在住 しみず こう

「福島事故後、8基の原発を止め、残りの11基も2022年までに稼働停止を決めているドイツで、電力輸出量が12年は前年の約4倍に増えた」という記事が「しんぶん赤旗」の4月8日付けに載っていました。片岡正明さんという特派員が書いたものです。その数字だけを抜粋して紹介します。

ドイツ連邦統計庁発表によると、

12年の電力輸出量	666億キロワット
同年の電力輸入量	438億キロワット
差引	228億キロワット (A)
11年の電力輸出入差引額	60億キロワット (B)
A/B	3.8倍 (約4倍)

同国では、再生エネルギーの割合が急速に高くなっています。



10年の総発電量に占める再生エネルギーの割合 16.4%
11年の総発電量に占める再生エネルギーの割合 20.3%
12年の総発電量に占める再生エネルギーの割合 約22%

反対に、原発の割合は、大幅に低下しています。しかも11年には、早くも再生エネルギーの割合が原発を追い越しています。

10年の総発電量に占める原発の割合	22.4%
11年の総発電量に占める原発の割合	17.6%
12年の総発電量に占める原発の割合	約16%

ドイツでできることが、技術大国である日本できないはずがないと思います。原発停止で、エネルギー不足になるという議論には、全く根拠がないことになります。

こういう記事を積極的に紹介しない日本の大新聞は、何を考えているのでしょうか。

関西のなかま京都の憲法ウォークに参加

京都府京都市在住 西村 正弘



私たち関西の仲間は、昨年秋の嵐山での紅葉狩りに続いて、5月3日「5.3憲法集会 in 京都」に11名が参加しました。

円山野外音楽堂では、オープニングで釜石小学校校歌や平和踊りなどが披露される中、約2500名の参加であふれました。

集会ではジェームス三木さんが「今、憲法を想う」と題して講演され、また落語家の桂福天さんは「9を守らないと、次は10(銃)が待っている」と笑いで平和を訴えられました。

集会のあと憲法ウォークが行われ、私たちも「ハイウェイ9条の会」の横断幕を掲げて観光客で賑わう四条通を行進しました。カメラを向けられ「皆さんはどんな会ですか？」と聞かれる場面もありました。最後にビールでのどをうるおし、これからも楽しく無理のない行動をひろげていこうと、盛り上がりました。

自民党憲法改正案を考える

神奈川県横浜市在住 小川紀生

今、私の机の上には自由民主党の作成した「日本国憲法改正草案」なるものがあります。盛んに議論されている自民党の憲法改正の中身です。法律に疎い私ですが、今まで、私の考えていた憲法と比べて、どんなものかと開いて見ているところです。

通読して感じたことは、これが安倍首相始め多くの自民党のメンバーが言っている「戦後レジームからの脱却」の中身であるのかと思いました。自民党政権では、今まで多くのことが、憲法の制約を受けて出来なかったこと、あるいは、制約を受けて思うようにできなかったことを、解決しようとしています。

その最たるものが、戦争放棄を謳った第九条ですが、その他、表現の自由への制約、財産権への制約、公務員に対する労働基本権の制約等々です。過去に問題になり社会的に批判を浴びた問題もあり、解決しなければならないこともあります。しかし、それらを憲法で規定するにはどうかと思います。

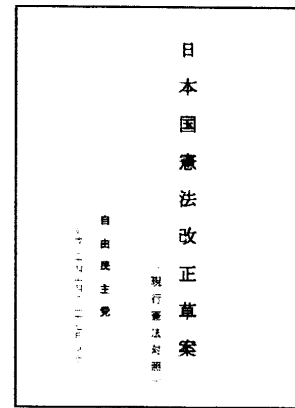
また、全体を通して気になることは、国民への義務がいたるところで記されているところです。草案第24条では、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」としています。このような条文を憲法の中に書き込むことに大きな違和感を抱きます。基本的人権を謳った「個人」のとの関係はどうなるのでしょうか。また、草案の第102条では、わざわざ、「全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない。」と付け加えてありますが、どのような意図があるのでしょうか。憲法を守るべきは為政者（政府）であるはずですが・・・。

私の率直な感想は、この草案は、「現憲法で謳われている、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を本当に継承し発展させようとしているのか？」です。更に、よく言われる「立憲主義（為政者を規制し、個人の基本的権利を謳う）精神に貫かれているか？」です。

私の考える憲法は、現在および未来に向かっての、メルクマールが大切であると思います。グローバル世界において、世界に先駆けて平和主義に貫かれた憲法は誇りにすべきものだと思います。屈辱的な憲法では決して無いと思います。

これからの日本の方向を定める憲法です。慎重に議論し、一時の感情に左右されることなく冷静に検討すべきだと思います。慎重を期す上でも憲法第九六条の規定（憲法改正要件）は遵守すべきです。改定要件を安易に変えるべきでないと思います。

いずれにしても、自民党の憲法草案を良く読むことから始まると思います。



世界の範、理想に基づいた憲法の持つ意味を軽視した 96 条の改正

神奈川県横浜市在住 青木 博

1. 日本国憲法の位置づけ

政権が代わってから憲法改正の勢いが強くなった。そこで日本国憲法とはどういう特徴を有するかをもう一度考えてみたい。

第二次世界大戦で敗戦国になった我が国は、近代国家として生まれ変わるにあたって、近代立憲主義の精神に基づいて憲法を制定した。そして、近代立憲主義の3原則としては、国民主権・人権保障・権力分立が挙げられる。また、日本国憲法の中核をなす原理としては、基本的人権尊重主義・国民主権（民主主義）・平和主義が挙げられる。

2. 日本国憲法前文

ここで、憲法全体に流れている国の有り方がその前文に書かれているので確認したい。政府の行為による戦争の惨禍が起こらない事を決意し、主権が国民に有ることを宣言している。恒久平和を念願し、世界の中でそのための重要な地位を占めたいとも謳っている。崇高な理想と目的達成を誓っている。

3. 憲法 96 条

日本国憲法は、改正の要件を「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民…の過半数の賛成を必要とする」と定め、通常法律の成立要件である「両議院で可決したとき」よりも加重している。これは憲法秩序そのものを守るべく改変を難しくしたもので、これにより日本国憲法は硬性憲法であると言える。

多くの国で近代憲法は硬性憲法となっており、硬性憲法とすることによって、憲法に示された国家の基本的秩序を軽率に改変できないようにした。特にいま議論されている安倍政権の 96 条改正の議論は、世界の範とも言える理想に基づいた我が国の憲法の持つ意味を軽視し、その時の政権の勢いで将来の国の形を決めるような重要な改正の発議を容易にする考えで、決して受け入れることはできない。

多数派が一時的な勢いで変えてはならない普遍の原理

埼玉県川越市在住 橋本 弘之

96条の改正に反対します。

その時の多数派が一時的な勢いで変えてはならない普遍の原理を定めたのが憲法であり、改憲には厳格な要件が必要です。憲法96条の改正はこの要件を緩和することになるからです。

改憲議論には、まず両院の3分の2以上の賛成が必要であるが、このことは先進国では普通のことのようである。その上で、米国では全州の4分の3以上の賛成が必要とされており、わが国以上に困難な要件である。それでも米国では30回程程度の憲法改正が行われているとのことである。

だから、わが国の改憲が行われないのは、手続きの厳格さに原因があるのではなく、国民の多数が賛成する改憲案が提案されなかったからであろう。

96条改正先行論は、まず96条を改正して改憲のハードルを低くした後に何をしようとするのかほとんど語られていないが、会見の主たる内容は、9条を改正して日本が海外に派兵しやすくすること、基本的人権を現在よりも制限し、個々人の意見を自由に言い難くし、例えば海外派兵に反対し難くすることと推測される。

そうなると世界でも珍しい平和憲法が骨抜きになってしまい、日本は又来た道、即ち軍国主義国家に戻ってしまう恐れがある。従って、私は96条は無論のこと、憲法の他の部分も変えることに強く反対する。

憲法 96 条

この憲法の改正は、各議員の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

安倍首相の「侵略の定義」発言は、何をねらったものか？

東京都江東区在住 白鳥由一

「侵略の定義は学界的にも国際的にも定まっていない。国と国との関係でどちらから見るかで違

う」—安倍さんは今年4月23日、参院予算委員会でご発言した。

この発言を巡って、国内外で大きな議論が起きている。

1. 定義を定めた国連決議3314の評価

国連は、1974年12月14日、日本も賛成して、総会決議3314を採択。これが「侵略の定義に関する決議」である。その第1条で、「侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使」と定義。この決議に対して、安倍さんは、「それは安保理が侵略行為を決めるための参考に過ぎない」と述べている。(5月17日付け「フォーリン・アフェアーズ」誌)

2. いまこの発言をした安倍首相の意図をめぐりる反応

① 韓国の中央日報(4/24)—「日本帝国主義の韓半島植民地支配が日本の視点では侵略ではないという意味に聞こえる。侵略の歴史を否定したい内心を表した詭弁と云わざるを得ない。」

② 中国外務省報道官記者会見(5/9)—「日本の軍国主義が諸外国を侵略した歴史はゆるぎない事実だ」、「国際社会では日本の侵略は定説」、「日本は責任ある態度をとるべき」

③ アメリカの「ウォールストリート・ジャーナル」紙—「安倍氏の恥ずべき発言によって日本は外国での友人を持てなくなる」(5月27日付けの社説)

ワシントン・ポスト紙—「安倍氏は歴史を直視できない。中国や韓国の怒りは理解できる」(4月28日付け朝日新聞による)

3. 「河野談話」、「村山談話」と安倍発言との関係

「河野談話」(1993.8.4)と「村山談話」(1995.8.15)は、ともに過去の日本の植民地支配に対する反省を述べた公文書。「村山談話」では、「侵略」と明言し、「疑うべくもない歴史の事実」と書かれている。

4. 安倍発言は、何をねらっているのか？

第二次世界大戦で日本は、「ポツダム宣言」(1945.7.26)を受諾して、無条件降伏しました。

この宣言には第8項で「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク」と書かれ、この宣言に先立つ「カイロ宣言」(1943.11.27)では「三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル」と書かれている。つまり、日本の行為を「侵略」と規定した宣言を、日本は国際社会に対して無条件に受け入れたのだ。

安倍さんの発言及びその後の言い訳は、どうも屁理屈で凝り固めて、過去の行為を正当化しようとしているとしか思えない。それはどんなメリットがあるのか？

全村避難の飯舘村を訪ねて

埼玉県久喜市在住 篠崎幸一

6月1日早朝、久喜・加須地域の皆さんと小型バスで福島第一原発事故により全村避難を強いられた飯舘村に向け栗橋【放射線線量・ $0.072\mu\text{sv/hr}$ （以下 $\mu\text{sv/hr}$ 省略）】を出発。途中現地案内人の管野^{ひろし}氏を乗せて、伊達市の「伊達東応急仮設住宅」に行き交流を行う【近くの公民館の常設線量計・ 0.438μ 】。

仮設住宅で自治会長さん達とお話を伺った。

妊婦や小さな子供を抱えた一部の夫婦は原発事故の2～3日後には避難した。しかし、多くの人々は村に留まった。情報が何も無かった。事故から1ヵ月後の4月11日の計画的避難地域の指定。そのわずか二日前、行政が開いた大学教授を迎えての「説明会」でも「安全」「心配ない」というもの。そして、全村避難開始の前日までスクールバスが運行され被爆した。

仮設住宅で147名が生活し、平均年齢は65歳。11家族は一家全員で住んでいるが、他の家族は、様々な理由で2～4箇所に分散して生活している。

避難民の約半分・3,200人は福島市に、ここ伊達市に500人居る。なぜ多いのか。飯舘村から近いだけではない。福島市の人々が避難し、アパート等が空き直ぐに入居できたからだ。こんな話はないと嘆く。

これまで朝から晩まで野良に出ていた人たちが、なにもないところに来てしまった。何もすることがないというのは大変辛い。健康管理も大変である。

管野氏は、農地を借りて皆で種蒔き、手入れ、収穫をする農場友の会の運動を始めた。あちらこちらの避難所や地域に運動を広げていると言う。

国による住宅除染は1%の進捗。住宅周りの除染で、住宅の後ろは20mだけ。線量がどのくらい下がるのか、下がった後に再び線量が高くなったかどうか聞いても返事は無いと言う。

とにかく除染するので土地の立ち入りを承諾してくれと言う。しかし、承諾したら、除染が終わったので家に帰れ、後は知らないとなりかねない。承諾した人は3割位ではないかと、国への不信を口にする。

最後に、村は2年後の帰村といったが無理。何時帰れるのか分からない。先が見えないことが一番つらいと苦痛を訴えていた。

交流会を終え、飯舘村に向けて出発。

飯舘村に入るまで稲や野菜が植えられていたが、飯舘村に入ると途端に一面雑草の田畑になる。

飯舘村の綿津見神社を訪れる【境内 5.3μ 】→自衛隊員600人を動員して徹底的に除染した村役場、【常



国道に設置されたバリケード

設線量計・ 0.61μ 】→「帰還困難地域長泥地区」に通じる【国道に設置されたバリケード付近・ 7.7μ 】。

管野氏はバスの中で、国は除染して帰村させようとしているが、線量が「放射線管理区域」以上のところが沢山残る。そこに帰れと言うのか。あなたたちなら帰りますか、と問いかける。そして、国は山も含めて徐染すると言っているが、山の表土を取り除いたら生態系が成り立たない。無駄だと言い切る。

性急に進める必要はない、返りたいけど帰れないのが現実。行政は帰村にばかり力をいれず、帰りたくても帰れない人たちへの支援も行うべきだと強調した。

マスコミ情報とは大違い。2年前と何も変わらない厳しい現実を目の当たりにし、日本は原発を持つ資格がないとつくづく感じた。現地の状況と合わせて、多くの人々に伝えなければならなかったと思った。

主な出来事

- ◎ 3月14日、中国の全国人民代表大会は国家主席に習近平氏を選出。
- ◎ 4月10日、日本と台湾は尖閣諸島周辺海域を対象とした漁業協定を締結。中国は「重大な懸念」を表明。
- ◎ 4月21日、安倍首相は靖国神社の春季例大祭に合わせ、真榊を奉納。
- ◎ 4月28日、政府は「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を開催。沖縄では政府式典に抗議する集会を開催し1万人が集る。
- ◎ 5月13日、日本維新の会の橋下代表は、旧日本軍「慰安婦」問題について、「『慰安婦』制度は必要だった」との認識を示す。
- ◎ 6月7日、安倍首相はフランスのオランド大統領と首相官邸で会談し、第三国への原発輸出に向けた連携強化を確認。
- ◎ 6月2日、原発ゼロに向けた共同行動が行われ、国会前に6万人が集まる。

この会の活動費の大部分は、「会報」の発行・送料に使われています。金額の大小を問わず協賛金にご協力をお願いします。 協賛金振込口座 口座名義 西岡幸雄（ニシオカユキオ）両行共通

①千葉興業銀行 佐原（さわら）支店・（店番号820）口座番号 普通預金 1016510

②ゆうちょ銀行 【店名】058（読み ゼロ・ハチ）・（店番号058）口座番号 普通預金 0543623